



2017年第3回定例会（2017年12月4日）

大山奈々子議員（港北区選出）

代表質問と答弁

＊一問一答形式に編集
（文責：日本共産党神奈川県議団）

《 1 》 県民の命を守る政策

大山議員：日本共産党の大山奈々子です。共産党県議団を代表して質問いたします。大きな課題の一つ目として、県民の命を守る政策についてです。

（1）アスベスト被害に向き合い、命を守る施策について

最初にアスベスト被害に向き合い、命を守る施策について伺います。
第一に、被害者救済基金の創設についてです。

神奈川県などの建設労働者や遺族らが国と建材メーカーに損害賠償を求めた建設アスベスト訴訟は、本年10月27日、東京高裁で控訴審判決が下されました。「国が事業者に防塵マスクの着用を義務づけなかったことは違法」として、



国とメーカー4社の責任を認定し、62人に計約3億7000万円を支払うよう命じたものです。メーカーは3度、国は7度にわたり断罪されたこととなります。

欧米各国では1970年代から、規制する流れがあったにもかかわらず、日本ではアスベストを原則使用禁止としたのは2006年9月でした。国と業界が営利を優先し、国民の健康や命を軽んじてきた罪が問われたものです。



2008年に横浜地裁に提訴して以来原告78名、実に8割がこの「静かな時限爆弾」の犠牲となりました。長い潜伏期を経て発症された方が現在も携帯用酸素ボンベを引きながら裁判を闘っておられます。「ただただ真面目に働いてきた夫がなぜこのような苦しい死に方をしなければならなかったのか、国はなぜ教えてくれなかったのか」と涙ながらに訴えるご遺族の気持ちに、県も応えるべきだと考えます。泉南アスベスト訴訟の和解以降、アスベスト被害にあった労働者は個別の訴訟を起こさなければ補償されないという事態になっており、あまりにも被害者に負担が大きくなっています。

そこで知事に伺います。司法の判断の如何に関わらず、訴訟によらず被害者を補償するために、被害者救済の基金の創設を国に求めるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、アスベスト条例の制定についてです。

今後の被害を最小限に抑える手立てについて質問します。1960年代の高度経済成長期にビルや住宅に大量のアスベストが使用されたため、2039年までにアスベスト関連死が10万人を超えるという試算があります。2005年のクボタショックに例をとると、大手繊維メーカーのクボタの労働者以外では工場から半径2キロ、311人もが罹患し300人以上が死亡しています。

解体工事においても、2016年6月の井坂議員の代表質問で指摘したように、県内の民間建物の解体工事で度々作業員の装備や飛散防止対策、掲示の仕方など、不適切な工事が散見されています。本県のアスベスト対策の対象は飛散

Y市 スーパー 解体現場

- ・「石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策」として「作業エリアの隔離養生」と掲示



性アスベスト対応が中心になっていますが、非飛散性のレベル3といわれる瓦や外壁に使われるアスベスト建材も、取り壊す際には危険性は高くなります。被害防止には、手引きや指針より強制力のある条例の制定が求められます。川崎市は大気汚染防止法の範囲に、非飛散性アスベスト飛散防止対策を加えて、条例を強化しています。

そこで知事に伺います。解体工事等における住民への周知の義務化、レベル3の非飛散性アスベストの規制や立ち入り検査の権限強化、作業基準の厳格化など盛り込んだアスベスト条例を制定すべきと考えますが、見解を伺います。

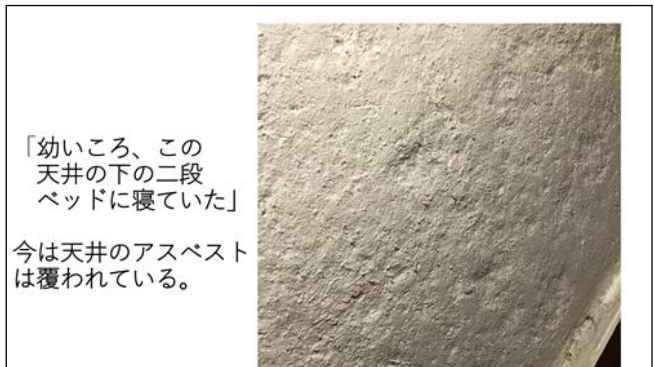
次に、元県営住宅入居者に対する誠意ある対応についてです。

本県の県営住宅のアスベスト被害について伺います。横浜市の千丸台団地という県営住宅で21年間過ごした52歳の女性が、子どものころ二段ベッドの上段に寝ていて、ふわふわする天井を触って遊んでいたというものです。



アスベスト被害がテレビで放映された千丸台団地

1988年に国の通知があつて以降、飛散防止対策そのものが行われたことは承知していますが、健康被害への対応は問題が多いと言わざるを得ません。



「幼いころ、この天井の下の二段ベッドに寝ていた」
今は天井のアスベストは覆われている。

私は先頃、テレビで取材を受けた被害者本人とそのご家族にお話を伺いました。女性

は、2015年8月、原因不明の激しい咳と息苦しさが続き病院を受診し即座に入院、後に粘膜に起きる癌の一種である中皮腫と診断され、5年とも3年ともいう余命宣告を受けた。すでに片側の肺が真っ白で4リットルもの水が溜まっていたといいます。また、原因がわかるまでいくつもの病院を転々とされ、現在は反対側の肺も真っ白になっていることがわかり入院をされています。

ご本人は、「自分と同じように苦しむ人がもう出ないようにとの思いから、2016年、住宅営繕事務所に要望書を持って2度3度通った。被害に対する補償と、現在も住んでいる人や越して行った人への周知徹底、無料の健康診断、追跡調査を求めた。しかし、県は建物に対する責任は果たしたということで健康被害については動いてくれなかった」ということでした。

それでも、アスベストの被害を少しでも早期に発見して治療することが必要だと、「中皮腫アスベスト疾患患者と家族の会」の支援を受けながら、団地内にチラシを掲示して昔からの居住者に健康診断を勧めたところ、30名の応募があ

アスベスト患者と家族の会が取り組んだ健康診断

(2016年団地の中の掲示板に貼りだされたチラシ)

り、そのうち4名の方は再検査が必要だったといいます。個人情報なのでその方々が発症されているかどうか不明ですが、これら一連の取り組みは本来県が責任をもって取り組むべきことだと考えます。

本県の対応は、NHKに取り上げられたあと、県営住宅の再調査をかけ、相談窓口を設置し、健康面の相談は保健所などにつないでいると伺いました。全国2万2千戸の公営住宅でアスベストが使用されていた可能性があり、潜伏期間が数十年になる場合もあるアスベスト関連死は、13年後にピークを迎えるとされています。公営住宅の中で、全国で初めて被害が明確になったとされています。本県の対応が注目されているところです。公営住宅法ではその第一条で「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備」することを求めています。

そこで知事に伺います。健康で文化的な生活を営むべき県営住宅に住んだために命の危険にさらされる結果になったことを重く受けとめ、かなチャンTVにとどまらず、県のたよりに大々的に告知する、各地の病院に大きなポスターを貼り出すなど、積極的に元居住者を把握し健康診断に要する費用は継続的に県が負担するなど、誠意ある対応をするべきと考えますが、見解を伺います。また、環境省が取り組んでいる「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に県としても参加し健康診断の受診を促すべきと思いますが、見解を伺います。

(2) セーフティネットであるべき生活保護制度について

次に、セーフティネットであるべき生活保護制度について伺います。最初に、小田原市の事件を踏まえた本県の生活保護行政の取り組みについてです。

生活保護制度は憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を権利として具体化したものであり、生活を維持できないとき権利行使として生活保護を利用し自立を助長するもので、誰にとっても最後の希望です。

収入が生活保護に該当する人のうち現に利用している人の割合である捕捉率は、我が国は2割程度、数百万世帯が最低生活費より低い状態で暮らしていることとなります。ヨーロッパでは6割から9割です。

必要な人に必要な支援が届いていないわけです。この背景として国の責任が大きく問われます。政府は不正受給を口実に申請要件の厳格化を求め、加えて保護基準の度重なる引き下げなど生活保護法を改悪してきました。不正受給は厚労省の調べでは保護件数ベースで3%、金額ベースでは0.5%程度で推移しています。しかも、高校生のアルバイト収入は申告するものとは思わなかったという、不正受給ではなく行政側の説明不足といえる例も含まれます。(H24.3 厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料より)

本年1月、報道機関から小田原市に確認があり発覚した小田原ジャンパー事件は、全国に衝撃を与えました。福祉事務所において、「保護なめんな」「不正受給はクズだ」などという文言を英語やローマ字で印刷した揃いのジャンパー

小田原の生活保護行政の不適切なグッズ

(原像者了解済み)



を複数の職員が作成、着用し、訪問業務などに当たっていたものです。保護利用者にいたずらに威圧感を与え、人権感覚が欠如していたと言わざるを得ません。

小田原市長は被保護者全員に謝罪し、市の全職員を対象にした人権研修、外部有識者や元生活保護利用者の参画を得ての「生活保護あり方検討会」の設置など、スピード感と透明性をもって対応しました。生活保護利用者の権利を守ることを第一義としたこの検討会は4回持たれ、4月6日には報告書が市長に手渡されました。

ジャンパー作成のきっかけは、一方的に保護を打ち切られた元生活保護利用者による職員への傷害事件でした。報告書では、その背景から考察し、生活保護利用者の権利を守る視点での改善策が盛り込まれました。

そこで知事に伺います。小田原市の福祉事務所に対して監査権を持つ本県として、このような事案が発生したことを、どのように受け止めていますか。また、「生活保護あり方検討会」の報告書も踏まえ、本県として生活保護行政にどのように取り組んでいけますか。

次に、生活保護行政に関わる人員配置についてです。

さて、このあり方検討会が行ったアンケートでは、「県の毎年の監査が小田原市に対して高い評価を与えていた」という趣旨の市の職員による記入がいくつもあったとして、「生活保護問題対策全国会議」から本県に生活保護行政の改善要望が提出されています。

本県は、県内でこのような事案が発生したという事実を重く受け止め、小田原市の真摯な反省に立った改善策を実のあるものとなるよう助言し、全県で共有する責務を有すると思います。検討会の中では元ケースワーカーの方から、1人の担当が80世帯という標準数に関し、「担当件数が多いと、家庭訪問をしてお話をきちんと聴くという行為自体がなかなかできない」という指摘がされています。小田原市のケースワーカーへのアンケートでは、通常業務が忙しく研修に参加できないという回答が6割近くを占めています。

また、監査にあたる職員の数も十分とは言えません。500世帯未満を担当する福祉事務所では、150もの監査項目を4～5人で2日でこなすといえます。不適切事例に目が行き届かないこともあるでしょう。

そこで知事に伺います。必要な人に必要な支援を提供する生活保護行政に転換するために、ケースワーカーの配置基準の拡充を国へ要望すると同時に、県としても保護業務に当たる人員を増やすこと、県が行う研修をさらに充実すること、そして丁寧な監査を行うための人員配置を拡充することが必要と考えますが、見解を伺います。以上です。

黒岩知事：大山議員のご質問に、順次お答えして参ります。県民の命を守る政策について何点かお尋ねがありました。

まず、アスベスト被害に向き合い命を守る施策に関する被害者救済基金の創設についてです。アスベスト被害には、アスベスト製造工場の労働者等に対するものと、アスベストを使った建設現場の労働者等に対するものの二つがあります。工場労働者等のアスベスト被害については、大阪高裁で泉南アスベスト訴訟の和解が成立し、今後同様の状況にあった労働者等については、訴訟を提起することにより国が和解手続きを進め、賠償することになったと承知しています。

一方、建設労働者等のアスベスト被害については、今年の10月27日に出示された東京高裁の判決で、国と建材メーカーの責任を認めたものの、原告、被告とも判決を不服として上告するなど、いずれの訴訟も係争中です。

こうしたことから、工場労働者等への賠償は司法を介したスキームにより行われるべきと考えており、また、建設労働者等への賠償責任はいまだに係争中ですので、県が国に対して被害者救済のための基金の創設を求める考えはありません。

次に、アスベスト条例の制定についてです。県では、アスベストの飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づき、横浜市など6市以外の地域で飛散しやすい吹き付けアスベストが使用された建物の解体工事等を行う際に届け出を受理し、シートで密封するなどの飛散防止措置を確認しています。また、その飛散防止措置が解体工事等の現場で適切に行われているかを確認するため立ち入り検査を実施し、必要な改善指導を行っています。さらに、アスベスト除去工事に関する指導指針を定め、工事内容を周辺住民へ周知することや、工事作業中にアスベストが飛散していないか調査することを事業者に求めています。

一方国では、現在大気汚染防止法の届け出の対象となっていないアスベストが含まれた屋根材など、通常の状態では飛散する可能性が低い非飛散性アスベストについても、届け出の対象とするかどうか検討を進めています。

また県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例が平成 24 年 10 月の施行から 5 年が経過したため、環境審議会において見直しの検討を行う予定です。そこで、アスベスト条例を新たに制定する考えはありませんが、生活環境の保全等に関する条例の見直しの検討項目の一つとして、指導指針で定めている内容や非飛散性アスベストへの対応を盛り込む必要があるか、国の動向を注視しながら検討して参ります。

次に、元県営住宅入居者に対する誠意ある対応についてです。県営住宅の吹き付けアスベストについては、昭和 63 年に国の通知を受けて、当時の入居者に説明の上、対策工事を即座に実施するなど施設管理者として適切な対応に努めてきました。そうした中、県営住宅の元入居者の方から中皮腫を発症されたとのお話があり、県では昨年 12 月以降、全戸配布の情報誌や入居者募集のしおりにアスベスト使用の情報を掲載し、周知しています。さらに、元入居者にも情報が届くよう県HPで情報提供するとともに、相談窓口を設置し健康診断の問い合わせにはアスベスト診療機関を紹介するなど、誠意を持って対応しています。

次に、環境省の試行調査についてですが、この調査は国による仮称石綿健診の実施を前提としたモデル事業であり、地方自治体が国からの委託を受けて実施するものです。この試行調査では既存の肺がん検診の仕組みを利用する必要があるため、実施主体は基本的に市町村が想定されており、県内ではすでに横浜市が参加をしています。県では肺がん検診のデータを有しておらず、また、国において石綿健診の実施が予定されていることから、現段階において自ら試行調査に参加することは考えていません。

次に、セーフティネットであるべき生活保護制度についてお尋ねがありました。

まず、小田原市の事案を踏まえた本県の生活保護行政の取り組みについてです。小田原市の事案は不適切な表現が記載されたジャンパーを、生活保護担当職員が着用していたものであり、生活保護受給者の方々に心理的圧迫を与え、制度への信頼を揺るがす極めて残念なことと受け止めています。生活保護制度の実施にあたっては、保護を必要とする方に適切な支援を行うため、職員の人権意識の向上や、正確でわかりやすい制度説明が重要です。

そこで県では、小田原市の事案を受けて、受給者に対する職員の対応や生活保護のしおりなどの制度案内の内容について、あらためて点検するよう県内の福祉事務所に通知しました。また、福祉事務所が様々な課題に組織として対応できるよう、体制の強化についても指導しています。

さらに今年度からは、新たに人権研修を開催し、職員の人権意識のさらなる向上に努めているところです。今後とも、監査や研修を通じて、健康で文

化的な最低生活の保障と自立の助長という制度の主旨に沿った適切な生活保護行政に努めて参ります。

次に、生活保護行政に関わる人員配置についてです。

生活保護制度の実施にあたっては不正受給の防止だけでなく、必要な方が適切に保護を受けられることが重要です。そのため県では、監査や研修において生活保護事務の適正な執行や、保護を必要とする方に寄り添った支援について指導を行っています。

一方、生活保護世帯の増加等に伴い、業務量が増大する中、人権に配慮した適切な支援を継続的に行っていくためには、福祉事務所の職員体制の強化が重要です。また、県においては、福祉事務所の適正な事務執行を支援するため、監査や研修の充実を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、県ではケースワーカーなど福祉事務所の生活保護担当職員の増員が図られるよう、国に働きかけを行って参ります。また、監査や研修の充実に向けては、引き続き必要な職員の適切な配置に努めて参ります。答弁は以上です。

【再質問】

大山議員：ご答弁いただきました。

アスベスト被害にあった労働者への基金は係争中なので、というご答弁でした。また、アスベスト条例、これは今回アスベストの問題を取り上げるにあたって、本当に様々な局の方にお話を伺いまして、これは本当に一本化する必要性を感じているところで、条例制定の予定はないということでしたが、現存する環境の条例の一項目に非飛散性のアスベストまで盛り込んでいただけるということで、それは期待したいと思います。

一点、再質問をさせていただきます。環境省の「石綿ばく露者の健康調査に係る試行調査」に関して、肺がん検診と共に行われるもので、肺がん検診は市町村が行うので県としてはそれは参加しないということなんですけれども、奈良県では都道府県として参加しておられます。奈良県では四つの町村にアスベスト工場が集中していますが、全県的にアスベストの救済金を受給しておられる方々が多いということで、対策の必要性を感じていただいております。奈良県の医療予防課さんに聞きました。奈良県のアスベストばく露者は、早期に対応される道が開けたわけです。連携する病院にCT検査など委託しているという、奈良の方法です。

自治体の取り組みいかんで、将来的に患者の数に大きな開きが生じると考えられます。今後環境省も居住歴のある方などに調査対象を広げています。

環境省は市町村に限ると言っているわけではないので、県民の不安に応えるために、ぜひ、この奈良の事例なども含めて検討を進めていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

黒岩知事：他県の施行調査の実施状況につきましては、内容が詳細にわたりますので、保健福祉局長から答弁させます。

武井保健福祉局長：試行調査に関する再質問についてお答えいたします。

この調査は国による仮称石綿健診の実施を前提としたモデル事業であり、基本的に市町村の参加が想定されているものと認識をしております。こうした中で、奈良県では石綿を製造していた事業所が県内の複数市町に点在しており、石綿飛散が発生した可能性のある地域が広範囲に及び、特定の市町村域のみでは対応しきれない状況があったために、奈良県が広域自治体として試行調査に参加したと承知しております。

一方、本県では石綿を製造していた事業所の集積する地域が特定され、既に横浜市が試行調査に参加をしております。このように、奈良県と本県とは状況が異なっており、現段階において県が全県域を対象に試行調査に参加することは考えておりません。以上でございます。

大山議員：ご答弁いただきました。

奈良県とは本県との状況が違うということでしたけれども、アスベストの患者の会の方の調査では、本県でも33の市町村すべてにアスベスト患者が発生しています。状況認識を強めていただきたいと思います。

【要 望】

大山議員：要望を申し上げます。

県営住宅で暮らして被害にあわれた方はまだ50代前半ですが、お父さんが作ってくださった二段ベッドで、健やかな成長を願いつつ暮らしていた住まいで、アスベストにばく露されました。彼女は高熱と激しい咳に見舞われながらも、あの時、同じ年頃の子どもたちがいたはずだと、彼らを助けたいという思いでNHKに顔と名前を出すことを許可して取材を受けられました。

藤沢市では保育園のアスベスト対策、健康診断無料で行っています。埼玉県の川崎市でも教職員住宅のアスベスト被害が出て、無料で健康診断を行っています。

誠意を持って対応すると知事はおっしゃいましたけれども、知事の姿勢いかんで県民の命を守れる。本当に、本当に命が輝く神奈川が実現すると思いますので、そこには期待したいと思います。

生活保護行政に関しては、本県も一定の改善を図られているということですので、人間と人間の関係性ですから、本県の生活保護行政もしっかりゆとりをもって県民に向き合える環境を構築されますよう要望いたします。

《 2 》 県政の重要課題

大山議員：大きな課題の二つ目は、県政の重要課題についてです。

(1) とともに生きる社会の教育環境について

最初に、ともに生きる社会の教育環境についてです。本県教育行政に「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神を生かす立場で質問いたします。

第一に、湯河原での小田原養護学校分教室の整備についてです。

まず、分教室という形態では本校の児童生徒数を合算して学級数を算定するために、教諭、養護教諭、事務職員、学校長などの配置が減らされる可能性があります。県立高校を間借りして、体育館やグラウンド、音楽室等の使用のカリキュラムも高校の合間を縫うような不安定な教育条件については、すでに指摘して参りました。分教室という形態は一刻も早く解消すべきと考えていますが、問題は県立高校内分教室にとどまりません。

県西地域二市八町には特別支援学校は現状、県立小田原養護学校一校しかありません。湯河原真鶴地域から通う児童生徒の通学負担軽減のため新設される予定の湯河原の学校は、肢体不自由教育と知的障害教育との併置校で、しかも小・中学部、高等部が設置される規模の学校であるにもかかわらず、またしても分教室としての整備です。

地元で聞き取った保護者のみなさんの願いは、本校と同じ水準の教育条件です。通常級の小学生はもとより、本校では高等部まで自校調理の給食が提供されていますが、湯河原分教室では給食施設は検討中となっています。

県立小田原養護学校
湯河原分教室予定地



障がいのある子たちにも、給食の質を本校並みに担保するべきと考えます。また、グラウンドは無く町営体育館を借りると伺っています。土地も、県が湯河原町から無償で借りての整備となっています。

そこで教育長に伺います。湯河原の新校は地元と周辺地域の大きな期待を担って作られます。経費削減ではなく障害者権利条約に謳う「合理的配慮」のもと、保護者や教員の切なる願いである本校並みの厚い教員配置とグラウンドや給食施設を整備すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、特別支援学校が不足している地域への対応についてです。

特別支援学校への志願状況をみると、年々第一希望に入れないう子が増えています。昨年12月には希望しても抽選により志願先変更をせざるを得なかった子が43人。後期試験でも抽選の結果、志願先変更した子は10名というかつてない数にのぼり、この中には特別支援学校以外へと進路変更をする子もいました。通学すること自体が容易ではない子どもたちが通うところです。「抽選に漏れてなんとか入れる学校が見つかったけれど、一時間もかけて通わないといけないところだったので、やむなく近くの学費の高い私立に入ることにした」というお母さんの声を聞きました。中学校に入学したとたん、次に進学する学校を探すよう言われるとのことでした。

また、私の地元の横浜市港北区では人口急増地に建つ市立の北綱島特別支援学校が存続の危機にさらされ、分教室としての存続方針が示されていますが、保護者の不安はつきません。横浜の特別支援学校の校長会は横浜市に対して提言書を出し、市と県による将来を見据えた検討を求め、肢体不自由学校でも特に医療的ケアを必要とする子どもの割合が一番多い北綱島特別支援学校の存続や東部北部地域への肢体不自由特別支援学校設置を求めています。

そこで教育長に伺います。遠距離通学や過大規模化を解消し、児童生徒の安全を確保するため、市立北綱島特別支援学校を存続させるよう横浜市に働きかけるべきだと考えますが、見解を伺います。また、特別支援学校が不足している地域に早急に整備する計画を立てるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

(2) 米空母母港化に伴う基地被害について

次に、米空母母港化に伴う基地被害について伺います。

米軍基地の爆音被害への対応として、本年8月から2018年5月頃にかけて、厚木基地から岩国基地への空母艦載機移駐が進められています。知事は2015年6月の議会答弁の中で「県や地元市は騒音問題が抜本的に解決されるものと強く期待していました」と、一日も早い移駐の実現を求めていくことを答弁

されています。しかしながら、報道によれば、在日米海軍司令部は第 5 空母航空団の回転翼機は引き続き厚木に駐留するとした上で、F A 18 戦闘機などの固定翼機も岩国に移駐した後も「迂回飛行場として訓練・給油・整備などのため、折に触れ厚木航空施設を使用する」と説明しています。本年 6 月 23 日には厚木航空施設司令官も「厚木基地が重要な基地であることには変わりなく、縮小ということは当たらない」と述べています。事実、天候不良や訓練を理由に、岩国基地に移駐するとされていた E 2 D 早期警戒機が 8 月に二度にわたって飛来していたことが、基地周辺住民の観察で明らかです。9 月には空母ロナルド・レーガン艦載機全機種訓練ということで、昼夜の別なく爆音が響きました。綾瀬市の古塩市長は記者会見で「移駐した E 2 D 飛来は想定外。市としては基地機能縮小を望んでいるが、国から説明はない。運用上必要という形で厚木基地を使用されては、艦載機騒音の軽減は実現せず、何のための米軍再編なのかわからない」と懸念を示されました。移駐が根本的な解決にはなっていないということです。

厚木基地周辺自治体に寄せられた苦情件数は本年 4 月から 10 月までだけでも 4038 件、このほかに国にダイレクトに寄せられた件数もあるでしょう。問題は爆音だけではなく、部品遺失事件も 3 件も起こっております。

40 年前に横浜市緑区に墜落し、幼子二人と母親の命を奪い家屋を倒壊・消失させた米軍機は、空母艦載機でした。現在はこの事故の犠牲者を追悼する碑が建立されています。また、2006 年に横須賀市で米兵に妻を惨殺されたいわゆる



山崎裁判の加害者も、空母乗組員でした。先月 22 日には米軍の C 2 輸送機が沖ノ鳥島の沖合で海上に墜落しましたが、これも空母艦載機でした。住宅地の事故でなかったことは偶然に過ぎません。

先頃、米国防総省の発表で、米軍基地内の性的暴行件数は他基地から移管されて対応した件もありますが、横須賀基地において報告された数が国内最多の 4 年間で 176 件であることがわかりました。神奈川が米国以外では世界で唯一の米空母の母港となつてから、こういった被害が後を絶ちません。米空母の母港を置くことは、日米安全保障条約に明文化されているわけではありません。

そこで知事に質問です。知事は 917 万県民の命を守る立場で、原子力空母の母港化撤回を日米両政府に求めるべきと考えますが、見解を伺います。

(3) 県民不在の本庁機関の再編について

最後に、県民不在の本庁機関の再編について伺います。初めに、県民局の廃止案についてです。

今定例会に初めて本庁再編案が報告されました。保健福祉局の所掌範囲が広いという課題を解決するために、ここ 2 年間再編が検討されてきたとありますが、各方面から問題が指摘されています。本庁機構は県民福祉向上のための県の取り組みの根幹となる枠組みであり、知事の姿勢が表れます。

今回の報告を受けて、県民スポーツ常任委員会でも委員の中から違和感が語られ、県民局を無くさないでという声が県にもわが県議団にも寄せられています。「消費者行政がなぜ安全防災局なのか、消費者庁が横断的な取り組みが必要とされて設立された経緯と逆行する」「人権男女共同参画行政が福祉系に再編されて、部局横断的な役割が担えるか」「核廃絶など担う国際課が、観光のことだけになるのか」などです。

11 月 5 日の神奈川新聞の記事も県民局の廃止に言及し、1977 年に創設され全国の草分け的に多様な権利擁護を進め、人権意識形成に向けた取り組みをリードしてきた歴史について触れています。「閉鎖的で差別がはびこる現在こそ、人権尊重や共生社会の理念浸透に重点的に取り組むべき」との県幹部のコメントは全く同感です。県職員からも「県民局の各課はそれぞれ他局へ再編されますが、行政対象が明確化されている他局で果たして以前のように部局横断的な役割を担えるか」との疑問の声があります。県民と向き合っている仕事を担っている職員の意見には、謙虚に耳を傾けるべきです。

そこで知事に伺います。述べてきたように、消費者・女性・青少年・外国人等々、これから推進していくべき重要施策の縮小や後退が懸念されているわけですが、これらの県民や職員の懸念にどう応えますか。お聞かせください。

次に、再編案の再検討についてです。内容に加えて、提案されてわずか 3 か月で局編成の条例案が提出され来年 4 月から実施というスケジュールは、極めて問題があると言わざるを得ません。

県民に何も問わずに進めているのはなぜか。議会への報告は限られた 5 つの常任委員会だけで、条例案が出てくるまでに 1 定例会しか経ないという性急さです。今回の再編は局の統廃合を伴う大規模なものであり、人事課周辺で事を決めていい問題ではありません。他県においてもパブコメに取り組んでいるところがいくつかあります。

す。結果として県民局は廃止されますが、これまでの連携体制が無くなるわけではなく、むしろ時代に合わせた再編を行うことにより、より強固に政策推進が図られるものと考えています。

最後に、再編案の再検討についてです。今回の再編は所掌範囲が広く新たな課題等も多い保健福祉局の組織規模を見直すとともに、子ども関連施策を総合的かつ迅速に推進すること、また、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、人を引き付ける魅力ある神奈川づくりを加速化していくことなど、県が直面する喫緊の政策課題に効果的かつ効率的に対応していくために行うものです。

本年 9 月に議会に報告し、ご議論も踏まえて本定例会に条例案を提案したところであり、組織再編を審議する機関等を設置する考えはありません。平成 30 年 4 月の再編実施に向けて、しっかりと取り組んで参ります。私からの答弁は以上です。

桐谷教育長：教育関係についてお答えします。湯河原での小田原養護学校分教室の整備についてです。

小田原養護学校湯河原真鶴方面分教室については、平成 33 年 4 月の開設を目指して現在準備を進めているところです。まず教員配置ですが、分教室を設置する学校については、本校と分教室の児童生徒数を合算して教職員定数を算定することになります。そこで、この定数を柔軟に活用して教職員を配置し、分教室の教育内容の充実を図っていきたいと考えています。

次に、グラウンドや給食施設の整備についてです。分教室は旧湯河原中学校の跡地の一部を湯河原町から無償で借り受けて整備することとしており、跡地に関する町の計画もあることから、一定規模のグラウンドの整備は困難な状況となっています。そのため、すぐ近くにある町民体育館の利用などの代替手段について、町と調整を行っているところです。また、給食については、児童生徒数 30 人規模を想定し具体的な実施方法について検討していきます。今後とも湯河原町と十分に調整しながら、障害のある児童生徒が安心して学べる環境を整えて参ります。

次に、特別支援学校が不足している地域への対応についてです。まず、横浜市立北綱島特別支援学校についてです。北綱島特別支援学校の閉校については、現在、市教育委員会と保護者との話し合いが進められておりますので、こうした中で県教育委員会としてその存続についての働き掛けをすることは考えておりません。

次に、特別支援学校の整備計画についてです。現在県教育委員会では「新まなびや計画」に基づき、平成 31 年度から 33 年度にかけて、過大規模化に対応した新校整備や児童生徒の通学時間など地域的な課題に対応した増築や

分教室の整備に取り組んでいます。今後の特別支援学校の整備については、現在進めている新校等の整備後の各特別支援学校の児童生徒数やインクルーシブ教育の進捗状況を踏まえながら、判断して参ります。答弁は以上でございます。

【再質問】

大山議員：知事と教育長にご答弁をいただきました。

教育長に一点、再質問させていただきたいと思えます。新校の整備の状況とインクルーシブ教育の進展をみながら、とおっしゃいますが、現状でも、望む特別支援学校に入れなかった子供たちが実際出てきており、分教室は2008年当初は時限措置とされたような不十分な環境です。教育長もおっしゃいましたように、本校との合算で教員の数を決めますので本校並みの先生が保障されるという安心もなく、条例ではないので議会に諮らなくても廃止ができるということが保護者の不安を強めています。インクルーシブ教育の進展をいつ頃まで待てば、今を生きるこの子どもたちに合理的配慮がされた環境になるのか、その見通しをお答えください。

桐谷教育長：ただ今の大山議員のご質問で、確認をさせていただきたいことがございますが、議長のお取り計らいをお願いいたします。

議長：ただ今、教育長から反問の許可を求める発言がありましたので、これを許します。

桐谷教育長：ただ今の大山議員のご質問は、インクルーシブ教育の進展の中で次の整備計画をどうするかというふうに解釈をすればよろしいのか、分教室の問題をどのように解決をしていくのかという、お二つのお話があったかと思いますが、どちらで答弁をすればいいのかご教示をお願いします。

議長：ただ今、桐谷教育長から質問の内容について確認を行いたい旨の発言がありました。大山議員、簡素に発言をお願いします。

大山議員：インクルーシブ教育の進展の方でお願いいたします。

議長：桐谷教育長。

桐谷教育長：インクルーシブ教育のパイロット校につきましては、今年の4月に3校合わせて31名の子どもたちが入り、共に学んでおります。当然スタートをしたところでございますが、来年度等の状況をみながら適切な時期にその次ということを考えていくということだろうと思っております。以上でございます。

【要 望】

議長：大山奈々子君。

大山議員：それでは、最後に要望を言わせていただきます。

障がい児教育に関し、横浜の特別支援学校の校長会からの提言書には、中学校の個別支援学級の生徒の増加によって神奈川県が進めてきた高等部での特別支援学校全入が困難になりつつあります。横浜市として神奈川県教育委員会との連携を取りつつ、知的特別支援学校の整備を進めていく必要があります、と書かれています。

一方で、分教室と分校について研究されている埼玉大学の児嶋芳郎先生は分教室に言及し、増加する知的障害特別支援学校高等部在籍者に対して、できるだけ多くの予算をかけないで対応しようとしているものだろうとし、特に、神奈川県立の知的障害特別支援学校に顕著に表れていると、本県を特筆されています。

ともに生きる社会かながわ憲章策定の際は、厚生常任委員会に招致された障がい者団体の参考人の方が、教育も福祉も医療も様々な分野を含めて共生社会の神奈川をスタートさせてほしいとおっしゃっています。最善の努力を求めたいと思います。

また、本県の県是は米軍基地の整理縮小・返還ということにありますので、それを今一度知事に思い起こしていただきたいと思います。

本庁再編に関しては、知事はよくスピード感ということをおっしゃいますけど、民主主義は時間がかかります。その点を胸に置いていただきたいと思います。

これで質問を終わります。